（戸籍法施行規則の一部改正）

第二条　戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第五十三条の四　［略］	**第五十三条の四**　［同上］
［②・③　略］	［②・③　同上］
④　第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載し、又は記録した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。	④　第一項の申出は、当該申出をする者が疾病その他やむを得ない事由により自ら出頭することができない場合には、同項の規定にかかわらず、本籍地の市町村長に第二項の書面を送付する方法その他これに準ずる方法によりすることができる。この場合には、第二項に掲げる事項を記載した公正証書（代理人の嘱託により作成されたものを除く。）を提出する方法その他の方法により当該申出をする者が本人であることを明らかにしなければならない。
［⑤～⑦　略］	［⑤～⑦　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（商業登記規則の一部改正）

第三条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（申請書に添付すべき電磁的記録）	（申請書に添付すべき電磁的記録）
第三十六条　［略］	**第三十六条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。	4　第一項の電磁的記録には、当該電磁的記録に記録された次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該情報の作成者が前項の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつてそれぞれ当該各号に定めるものを、法務大臣の指定する方式に従い、記録しなければならない。
一　［略］	一　［同上］
二　前号に規定する情報以外の情報　次に掲げる電子証明書のいずれか	二　前号に規定する情報以外の情報　次に掲げる電子証明書のいずれか
イ　［略］	イ　［同上］
ロ　公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十三条第一項に規定する指定公証人電子証明書	ロ　指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書
ハ　［略］	ハ　［同上］
［5・6　略］	［5・6　同上］
（登記申請の方法）	（登記申請の方法）
第百二条　［略］	**第百二条**　［同上］
［2～4　略］	［2～4　同上］
5　申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。	5　申請人等が添付書面情報を送信するときは、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、それぞれ当該情報の作成者が第一項に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であつて当該各号に定めるものを併せて送信しなければならない。
一　［略］	一　［同上］
二　前号に規定する情報以外の情報　前項各号に掲げる電子証明書又は公証人法施行規則第十三条第一項に規定する指定公証人電子証明書	二　前号に規定する情報以外の情報　前項各号に掲げる電子証明書又は指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第三条第一項に規定する指定公証人電子証明書
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令の一部改正）

第四条　公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令（昭和四十六年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条及び次条において同じ。）の傍線部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
公証人手数料令第二十五条第一項の横書の公正証書の様式及び公正証書の枚数の計算方法を定める省令	公証人手数料令第二十五条の横書の証書の様式及び証書の枚数の計算方法を定める省令
1　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第二十五条第一項の横書の公正証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折（半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル）にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。	1　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）第二十五条の横書の証書は、日本産業規格B列四番の用紙を二つ折（半面の縦二五七ミリメートル、横一八二ミリメートル）にし、各半面の上方から左横書きに記載して作成されたものとする。